

# 新大分県消防広域化推進計画について

## 1 策定趣旨

○人口減少社会の到来、高齢化の進展等を踏まえ、10年、20年先を見据えた県内の消防体制のあり方を議論し、小規模消防本部の体制強化等、消防力の維持・強化に資する自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、平成20年3月に策定した旧計画に替わる新計画を策定するもの

## 2 策定経過

- ①H30. 9.28 「大分県消防広域化推進計画策定協議会」を設置  
(委員：県生活環境部長、市町村・消防機関(常備消防・消防団)・住民の代表、学識経験者等)  
・計4回開催
- ②H30.10.12 上記①の下部組織として「同広域化検討部会」を設置  
(部会員：県消防保安室長、県内各消防(局)長)  
・計7回開催
- ③この間、知事と市町村長との意見交換会(H30.11.1)等を実施

## 3 パブリックコメントの実施

- (1)期間：平成31年2月5日～3月4日 (2)意見件数：2件
- ・計画に賛成、消防は広域化すべき
  - ・指令業務の共同運用だけでなく、広域化も進めてほしい

## 4 策定、公表

○3/19(火)の計画策定協議会での確認を踏まえて策定、大分県消防保安室のホームページで公表

# 新大分県消防広域化推進計画について

## 5 計画の体系及び概要

### I 大分県における消防の現状と将来の見通し

#### 【1】 消防の現状

- ・消防本部の職員・財政・各種業務等、消防団の状況

#### 【2】 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し

- ・消防を取り巻く環境の変化
  - ①人口減少や高齢化の進展
  - ②大規模・広域災害への対応
  - ③グローバル化に伴う外国人への対応
  - ④消防指令機器等の更新・整備
- ・消防の広域化の前提及び留意事項
  - ①消防本部の対応力を低下させない
  - ②消防署所や職員の削減を目的としない
  - ③消防団は広域化の対象ではない
- ・旧計画策定(H20年3月)後の経過の振り返り

### III 市町村の防災に係る関係機関との連携確保

#### 【1】 消防団との連携の確保

- ・地域の実情に応じて緊密な連携を図る

#### 【2】 市町村防災担当部局との連携の確保

- ・地域の実情に応じて緊密な連携を図る

### II 消防の広域化

#### 【1】 期待される効果及び留意事項

- ①初動・増援体制の充実等住民サービスの向上
- ②現場要員の増強等人員配備の効率化・充実
- ③人員の確保・研修の充実等、組織の活性化

#### 【2】 消防の広域化に対する取組方針

- ・実現可能性のある組合せを県内14消防本部で協議
- ・消防指令業務の共同運用実施に向けた検討を優先

#### 【3】 消防の連携・協力に対する取組方針

- ・全県1区を基本に県内14消防本部でR6.4.1までの消防指令業務の共同運用実施を目指し協議
- ・県内全市町村を連携・協力対象市町村に指定

### IV 消防広域化の推進体制の整備

#### 【1】 消防広域化推進のための協議機関の設置

- ・対象市町村による協議機関の設置

#### 【2】 消防広域化推進における県の役割

- ・協議機関の設置・運営を促進するための調整・支援
- ・住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ・国への支援要請や県としての支援

# 新大分県消防広域化推進計画について

## 6 計画の抜粋

### Ⅱ 【2】 消防の広域化に対する取組方針

消防の広域化の推進は、あくまでも消防力の維持・強化を前提とするものであり、国が全県1区を理想的な消防本部のあり方の1つとしていることを踏まえ、段階を踏んだ取組も含め、実現可能性のある組合せについて、県内14消防本部で検討・協議していくものとする。

また、その推進にあたり、これまで運用されてきた県内常備消防相互応援の取組や県の境界を越えた相互応援の取組等にも配慮する。

なお、消防広域化重点地域への指定は、必要に応じて計画の変更により対応する。

ただし、当面は、機器の更新が間近に迫っている消防指令業務の共同運用実施に向けた検討を優先するものとする。

### Ⅱ 【3】 消防の連携・協力に対する取組方針

消防の連携・協力については、まずは、消防指令業務の共同運用につき、県内14消防本部で、全県1区を基本としつつ、地域の実情を踏まえ、令和6年4月1日までの実施を目指し、検討・協議する。

併せて、消防用車両等の整備、人材の育成、相互応援体制の強化等、その他の連携・協力についても、必要に応じて検討・協議する。

この観点から、県内全市町村を連携・協力対象市町村と定める。

### Ⅳ 【2】 消防広域化推進における県の役割 3 市町村への支援、調整等(抜粋)

個々の消防本部の管轄を越えて広く効果が及ぶ取組について、県独自で、必要な財政その他の支援を行う。